

# 平成30年分 認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ

税務署

## ■ 本説明書の目的 ■

本説明書は、認定住宅の新築・購入をして、自己の居住の用に供した方が、初めて認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合の適用要件や必要な手順の概要を説明するものです。この控除は、住宅ローンの利用がない方でも控除の適用を受けられます。

※ 平成30年11月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

## 【制度の概要】

個人が、国内において、認定住宅の新築・購入（新築等）をし、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定住宅の面積に応じた金額を控除することとされています。これを「認定住宅新築等特別税額控除」といいます。

※ 「認定住宅」とは、次のいずれかに該当する住宅をいいます。住宅が認定住宅に該当するかご不明な場合は、住宅販売会社等にご確認ください。

- ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ② 都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物又は低炭素建築物とみなされる特定建築物

※ この控除を受ける年分において、控除しきれない金額がある場合で一定の要件を満たすときは、その控除しきれない金額を翌年分の所得税の額から控除することができます。

※ 制度の詳細等をお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（タックスアンサー）をご確認ください。

※ 住宅ローンを利用して認定住宅の新築等をした場合には、この控除に代えて住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。この要件や手順については、『平成30年分 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入用）』をご覧ください。

申告書と計算明細書は、国税庁ホームページで作成できます!!

[作成コーナー](#)[検索](#)

○次の適用要件をすべて満たしていれば、認定住宅新築等特別税額控除の適用があります。

適用要件		確認欄
1	本年分の合計所得金額が、3,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
2	認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の購入をし、その新築等をした日から6か月以内に入居している。	<input type="checkbox"/>
3	住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)が50㎡以上である。	<input type="checkbox"/>
4	住宅の床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供される住宅である。	<input type="checkbox"/>
5	2以上の住宅を所有していない(所有している場合は主に居住している住宅である。)	<input type="checkbox"/>
6	入居した年及びその年の前後2年以内にマイホームを売却した場合などの譲渡所得の課税の特例等(3,000万円の特別控除など)を受けていない。	<input type="checkbox"/>

○認定住宅新築等特別税額控除を受けるためには、次の書類を添付して『確定申告書』を税務署に提出する必要があります。

確定申告書に添付すべき書類		確認欄
1	認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(記載例4ページ) ※明細書は国税庁ホームページに掲載しています。	<input type="checkbox"/>
2	住宅の登記事項証明書【原本】	<input type="checkbox"/>
3	住宅の工事請負契約書又は売買契約書【写し】	<input type="checkbox"/>
4	認定住宅であることを証する次の書類 ① 認定長期優良住宅の場合(両方が必要) ・都道府県・市区町村等の長期優良住宅建築等計画の認定通知書【写し】 ・市区町村の住宅用家屋証明書【原本又は写し】 又は建築士等の認定長期優良住宅建築証明書【原本】 ② 低炭素住宅の場合(両方が必要) ・都道府県・市区町村等の低炭素建築物新築等計画の認定通知書【写し】 ・市区町村の住宅用家屋証明書【原本又は写し】 又は建築士等の認定低炭素住宅建築証明書【原本】 ③ 低炭素住宅とみなされる特定建築物の場合 ・市区町村の住宅用家屋証明書(特定建築物用)【原本又は写し】	<input type="checkbox"/>
5	給与所得者の方は、平成30年分の給与所得の源泉徴収票【原本】	<input type="checkbox"/>
6	確定申告書に記載したマイナンバー(個人番号)の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)の写しなど) ※確定申告書を提出する際に提示によることもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は『平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご確認ください。	<input type="checkbox"/>

※ 再建支援法適用者の方は、災害によって被害を受けたことにより住むことができなくなった住宅用家屋(以下「従前家屋」といいます。)について、引き続き住宅借入金等特別控除を適用する年分において、新たに再取得した住宅用家屋について認定住宅新築等特別税額控除の適用を受けることができます。その場合は、上記の書類に加え、従前家屋についての一定の書類が必要になります。

## ■ 留意事項 ■

- ・ 認定住宅の新築等をして、住宅借入金等特別控除を適用する場合には、その認定住宅の新築等について認定住宅新築等特別税額控除は適用できません。
- ・ 認定住宅新築等特別税額控除を適用して確定申告書を提出した場合には、その後において、更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、認定住宅新築等特別税額控除を適用します。  
なお、住宅借入金等特別控除を適用した場合も同様です。

## ○ 控除額の計算方法

計算式 (控除額は、100円未満端数切捨て)

$$\text{認定住宅の構造及び設備に係る標準的な費用の額} \times 10\% = \text{その年分の所得税額から差し引くことができる控除額}$$

(43,800円 × 認定住宅の床面積(m<sup>2</sup>))

標準的な費用の額が、「認定住宅限度額」を超える場合には、この限度額までの金額となります。  
また、店舗併用住宅など、認定住宅のうちに居住の用に供する部分以外がある場合は、「認定住宅の構造及び設備に係る標準的な費用の額」に居住の用に供する部分の占める割合を乗じて計算した金額となります。

居住日	認定住宅限度額	控除率	税額控除限度額
平成 30 年中	650 万円	10%	65 万円
	※ 500 万円	10%	50 万円

※ 認定住宅の新築や購入の費用の額に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。)のうちに、8%の消費税及び地方消費税の税率による消費税額等が含まれていない場合を示しています。

## (参考) 用語の説明など

用語	説明
合計所得金額	次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額) ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額 ☆申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。また、純損失や雑損失の繰越控除など、損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
床面積	登記事項証明書に表示されている床面積をいいます。ただし、マンションなどのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、登記事項証明書上の専有部分の床面積をいいます。その家屋が店舗併用住宅であるなど自己の居住の用以外の用にも供される部分がある家屋の場合やその家屋が共有である場合には、その家屋の全体の床面積によって判定します。
譲渡所得の課税の特例	次の特例をいいます。 ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除(3,000万円の特別控除)(被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除を除く。)

○『認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書』の記載例

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書  
(平成26年4月1日以後居住用)

(平成30年分)

氏名 **国税 太郎**

提出用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」を使用してください。

1 共有者の氏名(共有の場合のみ書いてください。)

フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	①	平成30年10月30日
総床面積	②	150.00 m <sup>2</sup>
②のうち居住用部分の床面積	③	150.00
床面積1m <sup>2</sup> 当たりの標準的なかかり増し費用の額	④	43,800 円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/

「登記事項証明書」の床面積(区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積)を書きます。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的なかかり増し費用の額 (④×②)	⑥	6,570,000 円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥又は(⑥×⑤)	⑦	6,570,000
居住用割合 (③÷②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	100.0 %
居住用部分に相当する費用の額 (⑦×⑧)	⑨	6,570,000 円
認定住宅限度額	⑩	650万円・500万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	6,500,000 円
税額控除限度額 (⑪×10%)	⑫	650,000 (100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑫の金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(以下「消費税額等」といいます。)のうちに、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等(以下「新消費税額等」といいます。)が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額(以下「旧消費税額等」といいます。)の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑩欄に転記します。

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	400,000 円
配当控除	⑮	
投資税額等控除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑳)	㉑	(赤字のときは0) 400,000
認定住宅新築等特別税額控除額 (㉑と㉒のいずれか少ない方の金額又は ㉑と㉒のいずれか少ない方の金額)	㉒	400,000
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒-㉑)	㉓	250,000
※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。		

申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。